## 所得の種類と計算方法

## 所得には次のような種類があり、種類ごとに所得の計算方法があります。

| 所得の種類 |                | 内容   | 計算方法  |
|-------|----------------|--|---|
|       | 営業等            | 自営業から生じる所得   | 収入金額 - 必要経費   |
|       | 農業             | 農業から生じる所得  | 収入金額 - 必要経費   |
|       | 不動産            | 不動産の貸付から生じる所得  | 収入金額 - 必要経費   |
|       | 利子             | 公社債、預貯金の利子   | 収入金額  |
|       | 配当             | 株式の配当、出資金の配当など   | 収入金額 - (元本の取得に要した)負債利子  |
|       | 給与             | 給与・賃金・賞与など   | 収入金額 - 給与所得控除額  |
|       | 雑              | 公的年金(国民年金·厚生年金·共済年金等)<br>生命保険契約による年金                     | 公的年金等<br>収入金額 - 公的年金控除額   |
| 総     |                | 原稿料・講演料など  | 公的年金以外 収入金額 - 必要経費  |
| 合     |                |  | と 両方ある場合の雑所得<br>の計算結果 + の計算結果   |
|       | 一時所得           | 生命保険契約等による一時金  | 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(50万円)   |
| 課     |                | 賞金や懸賞当選金など   | *課税される一時所得は、上記で求めた金額の2分の1   |
| 税     | 総合譲渡所得         | 土地建物等以外の譲渡所得<br>車両機械等を譲渡した場合に生じる所得<br>短期譲渡所得・・・所有期間が5年以下 | 短期譲渡所得のみの場合<br>収入金額 - 取得費・譲渡費用 - 特別控除額(50万円)<br>長期譲渡所得のみの場合<br>収入金額 - 取得費・譲渡費用 - 特別控除額(50万円)  |
|       |                | 長期譲渡所得・・・所有期間が5年超  | *課税される長期譲渡所得は、上記で求めた金額の2分の1 と 両方ある場合( の順で計算し、合算) 収入金額・取得費・譲渡費用・特別控除額(50万円) の(収入金額・取得費・譲渡費用)が50万円以上の時 収入金額・取得費・譲渡費用 = 長期譲渡所得 の(収入金額・取得費・譲渡費用)が50万円未満の時 の特別控除50万円に控除しきれない控除不足額部分が生じ、その部分が の特別控除額になります。 収入金額・取得費・譲渡費用・特別控除額 = 長期譲渡所得 * の特別控除額 = 50万・の(収入金額・取得費・譲渡費用) *課税される長期譲渡所得は、上記で求めた金額の2分の1 |
|       | 分離譲渡所得         | 土地建物等の譲渡所得   | 土地建物等(短期・長期譲渡所得ともに)   |
| 分     |                | 短期譲渡所得・・・所有期間が5年以下                                       | 収入金額 - 取得費·譲渡費用 - 特別控除額   |
|       |                | 長期譲渡所得・・・所有期間が5年超<br> <br>  株式等の譲渡所得                     | 株式等   |
| 離     |                |  | 収入金額 - 取得費·譲渡費用   |
| 課     | 上場株式等の<br>配当所得 | 申告分離課税を選択した上場株式等の配当                                      | 収入金額 - (元本の取得に要した)負債利子  |
| 税     | 山林所得           | 山林の譲渡による所得   | 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(50万円)   |
| - 176 | 退職所得           | 退職金  | (収入金額 - 退職所得控除額)×1/2<br>*注  |

<sup>\*</sup>注 原則、退職所得は支給時に市県民税が源泉徴収されて課税関係が終了し、翌年の個人市県民税で課税されることはありません。